

はじめに

2000年4月北海道ニセコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」が制定されて以降、多くの自治体で自治基本条例が制定され、又は制定のための課題設定・検討などが行われています。国からの義務付けや助言・指導などがなく、自治体の内発的な動きによって、同様の目的を持つ条例が全国の自治体に広がっています。

2004年3月現在、三重県内には自治基本条例を制定した自治体はありませんが、今まさに佳境ともいえる市町村合併協議などの動向から、いくつかの自治体で条例制定に向けた動きが見られることも事実であり、今後更にその動きは増大していくものと思われます。

当センターでは、全国的な広がりを見せる自治基本条例に注目し、昨年度「市町村自治基本条例」研究会を開設して、条例の必要性やその意義と性格などについて様々な角度から研究を行い、研究会報告書に取りまとめました。

本年度は、この成果を生かすとともに、条例作成の基礎的知識を習得することも含め、自治基本条例の具体的条例案を作成することを目的とした「自治基本条例作成」研究会を新たに開設しましたところ、県・市町村の議会議員、職員及び個人会員など多くのご参加をいただきました。参加者には3グループに分かれて研究いただきましたが、各グループとも定例の研究会だけに止まらず、自主的に会合を持つなど終始熱心に取り組まれた結果、それぞれ特徴ある条例試案を作成され、ここに研究会報告書として取りまとめることができました。当研究会の試みが、今後県内の自治体で取り組まれるであろう自治基本条例制定のための研究・検討の一助として、また、新しい「まちづくり」の指針として多少とも資することができれば幸いです。

なお、最後になりましたが、昨年度に引き続き研究会の座長を務めていただきました三重大学大学院人文社会科学部研究科教授 宮本忠先生、特別講師として条例作成の基礎的知識などをご指導いただきました三重県総務局政策法務チーム主査 水谷憲司氏、また、自治講演会において基調講演をいただきました帝塚山大学法政策学部教授 中川幾郎先生には、的確かつ丁寧なご指導をいただきましたことに、心から厚く御礼申し上げます。さらに、当研究会運営に際し、財団法人地方自治総合研究所のご支援を賜りましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

2004年3月

三重県地方自治研究センター

目 次

はじめに

I 「自治基本条例作成」研究会

- 1 研究会開設案内 1
- 2 研究会参加者名簿 3
- 3 研究結果
 - (1) 「研究会を終えて」
「自治基本条例作成」研究会座長
三重大学大学院人文社会科学研究所教授 宮 本 忠 4
 - (2) 自治基本条例試案
 - ① まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Aグループ試案）10
 - ② まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Bグループ試案）20
 - ③ ○○市まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Cグループ試案） …26
 - (3) 特別講義
「条例作成における基本的留意点」
三重県総務局政策法務チーム主査 水 谷 憲 司34

II 自治講演会『分権時代のまちづくり』

- 1 基調講演
「市町村合併と住民自治」
帝塚山大学法政策学部教授 中 川 幾 郎57
- 2 研究発表「自治基本条例の提示」
 - (1) 「研究を終えて」
「自治基本条例作成」研究会座長
三重大学大学院人文社会科学研究所教授 宮 本 忠73
 - (2) グループ発表
 - ① 「自治基本条例作成」研究会Aグループ
Aグループリーダー 津市議会議員 長 岡 久 夫75
 - ② 「自治基本条例作成」研究会Bグループ
Bグループリーダー いなべ市職員 水 谷 司78
 - ③ 「自治基本条例作成」研究会Cグループ
Cグループリーダー 松阪市職員 田 中 靖81

1 研究会開設案内

—— 自治基本条例のモデルを作成 ——

三重県地方自治研究センター

1 目的

「自治基本条例」は、その性格から地方自治体の憲法と位置付けられ、自治体の理念と施策を盛り込んだ総合的な条例として、分権自治の推進には不可欠です。当センターでは、昨年、市町村自治基本条例研究会を開設し、本条例の意義や住民参画のあり方など、その理念を種々の角度から研究し「自治基本条例の考え方」にまとめました。本年度はその成果を生かし、各種条例作成の基礎的知識を学びながら、自治基本条例の具体的モデルを作成するものとします。

なお、前年度研究会の内容について再度検討しながら進めますので、前年度の研究会に参加されていない方もご参加いただきますようご案内します。

2 研究会の構成

対象者 県職員、市町村職員、地方議会議員、個人会員

構成人員 10名～30名程度

座 長 三重大学大学院教授 宮 本 忠 氏

3 特別講師

三重県総務局政策法務チーム主査 水 谷 憲 司 氏

4 研究課題

自治基本条例のモデル条例文作成

5 研究会開催日程

第1回 平成15年7月15日(火) 午後1時30分～

講義1 自治基本条例の考え方について

講 師 三重大学大学院教授 宮 本 忠 氏

講義2 条例作成における基本的留意点

講 師 三重県総務局政策法務チーム主査 水 谷 憲 司 氏

自治基本条例の理解と認識を深めるとともに、条例作成の基礎的知識を習得する。

第2回 平成15年9月2日(火) 午後1時30分～

モデル条例作成グループ研究

自治基本条例の考え方を基本とし、各グループでモデル条例作りに向け研究する。

第3回 平成15年10月7日(火) 午後1時30分～

モデル条例作成グループ研究

自治基本条例の考え方を基本とし、各グループでモデル条例作りに向け研究する。

第4回 平成15年11月18日(火) 午後1時30分～

グループ研究発表

各グループで研究した自治基本条例試案を発表し、全体討議する。

第5回 平成16年1月20日(火) 午後1時30分～

自治基本条例モデル作成

研究の成果として自治基本条例試案をまとめる。

6 研究報告

自治基本条例試案を報告書にまとめ提言する。

7 開催場所

津市栄町2丁目361番地

㈸三重地方自治労働文化センター 2階自治研修室

2 研究会参加者名簿

◎…グループリーダー

Aグループ

氏 名	所 属
前 川 博	安濃町議会議員
寺 本 克 磨	川越町議会議員
北 河 享	松阪市総務課
友 永 幸 枝	名張市総務部庶務法制室
中 村 進 一	三重県議会議員
杉 阪 知 子	松阪市総務課
◎長 岡 久 夫	津市議会議員
向 井 慶 一	三重県地方自治研究センター

Bグループ

氏 名	所 属
小比賀 啓 二	鈴鹿市行政システム改革推進室
小 菅 雅 司	津市議会議員
小 塩 明 俊	松阪市総務課
田 中 豊 士	久居市企画課
片 山 勝 治	個 人
松 田 佳 明	松阪市まちづくり推進課
坪 井 年 明	津市議会議員
◎水 谷 司	いなべ市地域福祉課

Cグループ

氏 名	所 属
長 田 友 宏	名張市総務部庶務法制室
石 川 奈々子	川越町議会議員
佐 藤 肇 子	津市議会議員
北 村 琢 磨	尾鷲市企画課
浅 井 英 幸	久居市総務課
◎田 中 靖	松阪市市町村合併推進室
比 澤 貫太郎	社会民主党三重県連合

3 研究結果

(1) 「研究会を終えて」



「自治基本条例作成」研究会座長
三重大学大学院人文社会科学部研究科教授 宮本 忠

序

○熱心な取り組み

2003年7月から04年1月まで5回にわたって研究の定例会が三重県地方自治研究センターにおいてもたれた。テーマは、「自治基本条例作成」であった。

参加者の熱心な取り組みが、まずもっての感想である。原則的に平日の火曜日午後1時30分から4時30分の3時間、毎回、真剣かつ熱心な討論が展開された。しかも自主研究会が何度も開かれていたことを最後の定例会で知らされた。参加者は、主に地方自治体の職員と議員であった。一般からの参加もあった。

○なぜ、熱心に取り組まれたのか？

この問いは、考える価値がある。なぜなら、この種の条例を策定する場合のいくつかのヒントがこの回答にあると思うからである。

第一に、テーマのタイムリー性

テーマは、21世紀地方分権および合併の推進下の自治基本条例であった。時はまさに平成の合併が、政府と三重県の強力な推進政策の下で展開され、各地で協議会がつくられ、議論や住民投票が実施されているときである。推進派にとっても慎重派にとっても、ことは重大である。政府や東京発の情報が今ひとつ地方にとって明確でない現実にあって、多くの地方人は、地方の進むべき道について当惑している最中である。

第二に、テーマの継続性

自治基本条例は、前年度の三重県地方自治研究センターの研究テーマであった。前年に続いて本年度の研究にも参加した人もあった。

2002年度の定例会の基本パターンは、全員一同に会して講師の話聞き、その後、質疑応答に入った。ここで、自治基本条例の知識、情報を共有したのであった。本年度は、その応用編である。

第三に、自主的研究

本年度は、参加者が三つのグループに分かれて自主自治基本条例案の作成を目指すことを原則とした。定例会においては、最初、全体会合を行い、その後、各グループに別れ、研究をすすめることを基本とした。その方式および内容は各グループの自由裁量とした。自由な研究と自己決定の精神である。

第四に、多様性

参加者の問題意識、年齢、性別、職場、出身地域、価値観など実にさまざまであった。こうした参加者が率先して自治基本条例作りに結集したのであるから、問題意識も自然に高くなっていった。議員と職員が一緒になって研究したこともよかったと思う。

以上は、本年度の研究会参加者の研究取り組みについての座長としての率直な感想である。そこで提

案された研究内容、すなわち、自治基本条例案については、最後に言及するとして、次に私が考えている自治基本条例の意義、必要性について以下にまとめておく。

自治基本条例の意義、必要性

(1) 市町村の憲法

自治基本条例は、当該市町村の憲法である。憲法は、国の統治の基本法である。ここで問題となるのが、日本国憲法と自治体憲法との関係である。

日本国憲法は、民主主義、基本的人権の尊重、平和主義、そして国際主義を四大原理として掲げている。憲法第8章92条から95条までが地方自治に関する規定である。自治基本条例作成に当たっては、この憲法の大原理を最大限尊重しなければならないことはいまでもない。

他方、地方自治体は、ニュービギニングの時代、新しい始まりの時を迎えた。自立の時代を迎えた。自立とは、自分を律し、自分で立つ、ということを原則とする。それには、自治体の自己決定・責任が不可欠である。市町村長および議会は、住民とともに自治体の政策を決めていく立法・行政上の責任がある。国民の代表機関、国権の最高機関である国会が法律をつくり、このことを推進しようとしているのだから。これは、日本の歴史上、初めてのことである。自治基本条例は、自治体の自律、自己責任、協働によって策定される地方自治体の統治の基本条例なのである。条例は自治体の自治法、自主立法という意味で、自治基本条例は、新しい始まりの市町村自身の憲法、基本法なのである。



(2) 時代の子

自治基本条例は「時代の子」である。21世紀の市町村の発展のために、この種の条例は時代の要請である。つまり、自治基本条例は、現代という時代が生む子供である。20世紀の後半に、地方分権推進法が制定され、21世紀はその確立を目指す世紀である。新しい世紀を迎え、住民意識にも新しい変化が生まれてきた。地方住民の新しい意識が高まってきている。こうしたことを考えると、自治基本条例制定の取り組みは、今日的時代の要請であり、単に思いつきとか偶然ではない。現代の必然である。

また、自治基本条例制定の意義は、歴史をつくる意義でもある。これは、我々が21世紀に生きているという自覚を持つ事の大切さを意味している。自治基本条例の制定は、歴史的地域アイデンティティー（存在証明）の確立といえる。

(3) 地方分権の推進

今日の市町村は、歴史的な地方分権推進法1995年および地方分権一括法1999年の下にある。近時、明治以来の金利権中央集権体制の行き詰まりが顕著になってきている。そんな中で、分権推進法は、機関委任事務を廃止し、できるだけ国の地方への関与を少なくして、地方のことは地方の自己決定、権限、財政を基本として個性豊かで、「福祉の増進」が花咲く、生き生きとした地方を創造しようとする事とした。

高学歴社会、女性の社会的進出などにより、必ずしも東京にのみ人材があるのではなく、地方においても人材は育っていることが明らかになってきている。

また、なによりも住民の意識が高まってきた。三重県200万の人々が頑張れば、中央官僚や政府がつくる三重県よりも、住民のニーズに答える三重県をつくることのできる展望が開けてきた。当該市町村をどのようなルールで、いかに住み良い地域にするかが問われている。ここに、自治基本条例策定が重要課題となってきた。その基本は、住民主権、地方主権、地方自治権そして地方分権である。

(4) 政策形成能力の強化

1999年地方自治法の改正により、地方議会の役割も強化された。自治基本条例は、そうした地方の政策能力の強化を意図する法の趣旨を地方自らが地方の発想と力で法的に基礎付けようとする条例である。

ここで確認しておきたいことは、次の点である。

- ① 条例の制定・改廃の議決は、他の議決と同様、原則として、出席議員の過半数で決すること、
- ② 議決をするに当たっては、その基礎となるべき条文がなければならない。その案文を提出することを〈条例の発案〉という。条例の発案権は、原則的に、地方公共団体の議会の議員及び長の何れも有る(地方自治法112条本文・149条1号)。ただし、議員は、予算についてはこの限りでない(112条但書)。つまり、自治基本条例策定の実権は、首長と議員の手の中にある。この条例に関する認識と行動にある。首長および議員の政策立案能力の質的向上が求められているゆえんである。地方分権一括法1999年の一環として改正地方自治法1999年が制定され、自治体行政、議会の立法権限が強化された。自治基本条例は、これを一層促進するのに役立つ。

(5) 日本国憲法第8章の深化

従来、地方分権推進法と憲法の関係は十分に国においても地方自治体においても論議されているとはいえない。憲法を根拠とする立憲国家、人の支配を排除し策定された憲法によって支配される法治国家にあっては、地方自治体の組織・運営も憲法に従う。この意味で、地方自治体自身の憲法解釈は当該自治体にとってその存立のために死活の問題であるはずである。自治体法務の確立のためにも、自治基本条例は自治体にとって不可欠である。日本国憲法1946年92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいてこれを定める。」として地方公共団体の根本原則を明らかにしている。この条文は、憲法第8章「地方自治」の冒頭に位置する条文であり、日本における地方自治制度の理念を示し、その指導的役割をもつ原点的な条文である。憲法93条から95条のみならず、地方自治法をはじめとする地方自治関連法の基礎をなす根本的条文である。

92条の条文の核心は「地方自治の本旨」にあり、「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の結合を意味する。当該地方公共団体の区域内のことについては住民と自治体が原則的に協働して自己決定できるということである。その憲法上の具体的展開は、93条「地方公共団体の機関、その他直接選挙」、94条条例制定権を含む「地方公共団体の権能」そして95条「特別法の住民投票」による同意の規定にある。総じていえば、これらを内包する第8章は、住民主権、地方自治権と地方分権の憲法による保障の規定である。自治基本条例の策定には、このことが、明確に認識されていなければならない。また、地方分権はこの文脈から認識されなければならない。

地方分権と地方自治権は地方自治における〈車の両輪〉なのである。この両輪をきりはなすと、車は動かない。

多くの議論はここでとどまっている。私はさらに、今日の地方分権は主権論を組み込まなければならないと主張している。すなわち、地方分権は、国の権限や財源の単なる地方への移譲ではなく、国家主権の一部移譲でなければならないと考えている。ここに住民主権や地方主権の憲法的根拠がある。自治

基本条例の憲法的淵源がこの点にある。ここで現行憲法の地方自治の規定が不確かならば、改正が必要である。

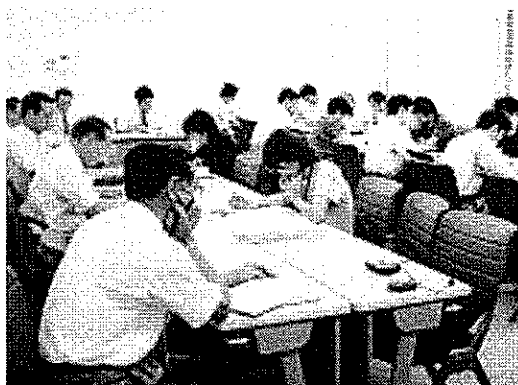
さて、「おんぶにだっこ」、護送船団方式の汚職金権利権政官財複合中央集権体制は、まだ至る所に残存している。この体制に、地方政治・行政・財政が組み込まれていることは住民の多くが知っていることであり、ここからの脱却がなければ、豊かで生き生きした全員参加と平等の地域社会はありえない。そのために、地方自治体のよってたつ土台、支柱が必要となる。それが、自治基本条例なのである。

(6) グローカリズム

自治基本条例は、時代に適応し未来を志向する基本条例でなければならない。私は、その制定は、単なる思いつきでも偶然でもなく、時代の必然的な要請であるとすでに指摘した。グローカリズムとはグローバルizm（地球規模での発想）とローカリズム（住民の足元からの発想、行動）の統合である。グローカリズムは基本条例の重要なキーワードである。グローバルizmは、インターナショナルとは違い地球規模を意味する。インターナショナルは、主権を持った国家と国家の関係を指している。グローバルの意味は、次の例を考えるとわかりやすい。

近年、中国の工業開発が顕著で、その大気汚染は日本まで影響がある。また、四日市公害激甚の時代には、中国にその影響があった。これが、典型的なグローバル問題の事例である。国境という、人間がつくった境界は、現代の大気汚染問題の解決のための障壁となっている。このような問題は、インターナショナルの視点だけでなくグローバルな視点の重要性を示している。今は、そのような時代を迎えていることを認識しなければならない。ローカリズムとは、地方主義の意味であり、地方なり地元の足元が大切であることを意味している。著者は、今後の地方自治を考える場合、グローカリズムの観念は、非常に大切な発想であると思う。地方自治体にも、グローカリズムが求められている。自治基本条例の重要なポイントの一つである。

さらに、ポイントは他にもある。たとえば、住民参加、情報公開、行政手続・評価、アカウントビリティ（報告義務・説明責任）、パブリック・コメント、マニフェスト（政策綱領・政策宣言）などこれらは、わが国において注目されている観念であるが、先進国ですでに採用されているところのものである。その意味で、これらも、グローカリズムと大いに関連する。



これらについては、三重県内でも一部取り入れられている。しかるに、それは、条例ではなく、行政計画、要綱という形式で定められるのが通常である。だから、知事が交代すると、前の知事の策定したものが、議会の正式な議論もなくうやむやになってしまうこともありうる。こうしたことを防ぐためにも、これらを自治基本条例で規定しておくことが必要なのである。

(7) 市町村合併

市町村合併にもこの条例は大きな役割を果たすであろう。合併前であれ、合併後であれ、この基本条例は、市町村の地域創造に大きな役割を果たすことは、以上述べてきたことで明らかであると思う。

ここでは、以下の2点について述べることにとどめる。

まず、ニュージーランドの市町村合併の一端について紹介したい。

6 地方自治体が合併して30万都市クライストチャーチ市が誕生した。ニュージーランドの法律では、クライストチャーチ市議会（シティー・カウンスル）の他に、コミュニティ議会（コミュニティ・ボード）があり、二重の立法機関をもつ。合併前の旧2自治体がペアを組み、一つのコミュニティを創設した。その結果、三つのコミュニティが誕生した。したがって、クライストチャーチ市は、本議会と三つのコミュニティ・ボードをもつ。市議会、コミュニティ議会ともに、議員は、基本的に、選挙で選ばれている。一部の市会議員はコミュニティ議員を兼務し、両議会をつないでいる。これは、地方統治法によって根拠づけられている。合併によって小さいところの意見が反映され、また自治意識の消滅を防ぐ工夫がされている。コミュニティ議会には、一定の予算、執行権限も与えられていることも注目したい。日本の場合、このような法律の規定はない。これを、自治基本条例で定めるのである。

次に、今後、合併協議会や議決機関である議会の役割が、より一層重要となってくる。これらに対する監査のあり方はどうなるのか。これがここでの2点目である。憲法では、地方自治体に条例の制定権、財産の管理権、事務を行う権利、行政の執行権そして財政権を与えている。これにより市町村財務関係事務については、予算、決算及び重要な契約等は議会の議決が必要として議決事件となっている。また、地方自治体の事務・財務については、住民訴訟の提起前に監査請求が必要である。したがって、合併協議会の事務・財務についても、おのおのの自治体との関係において、この手続きに入ることは可能である。なお、現行の監査委員制度のあり方については、人事、運営、業務など多くの問題が指摘されてきた。地方分権推進の時代にふさわしい監査制度に改めるべきである。こうした点も、自治基本条例の出番にしたいものである。

結び

最後に、今回の研究会で提案されたグループの自治基本条例案について述べる。

○仮想自治体

こうした案を策定する場合、具体的な市町村があれば策定しやすいかもしれない。しかし私たちは「序」で記したように、多様で自由な立場で条例案を作成した。そのような意味では、バーチャル（仮想）地方自治体を描いて条例案を作成した。この種の仮想市町村を描いて条例案を作成するメリットもある。それは、現実政治、行政、社会の雑事にとらわれることなく、ある意味で理想的に条例案を構想できるからである。とはいえ、私たちの条例案は、市町村に限定し、また市町村合併を意識して作成された。さらに、グループリーダーは、津市議会議員、員弁町（現いなべ市）職員、松阪市職員であった。その意味では、決してこの条例案は、空想の中で立案されたのではない。

○時代・歴史の要請

自治基本条例の制定は、時代・歴史の要請である。このようなときに、私たちのグループが、自由の研究と討論の下で、基本条例案を作成できたことは、これまた時代の要請からきたものであると考えられる。21世紀のはじめにこのような作業ができたがゆえにおのおののグループ案は、20世紀をふまえつつ、未来を志向したと思っている。

○三重が変わる、東京が変わる、世の中が変わる

自治基本条例が各地で制定されていったら、どうなるのか。以下に、スローガ的にその有様をイメージとして掲げておこう。

中央のモデル条例から地方の自主条例へ

「おんぶにだっこ」、護送船団方式から自律・自立と自己責任・自己決定・協働へ
差別的な社会から「機会均等・完全参加」の社会へ
「持続可能な発展」による環境の時代へ
活力に満ちた地方が社会の行き詰まりを打破する
中央官僚集権主義から住民・地方分権主義へ
人がかかる国がかかる世界が変わる
できる自治体から制定を 隗より始めよう

なお、各グループの自治基本条例案と解説は、この報告書をご覧ください。また、各グループリーダーの発表とそれについての私のコメントも、この報告書にあります。私の見解の詳論については、次の本で展開しています。

宮本 忠 『現代官僚制と地方分権』 高文堂出版社（東京・2003年）

(2) 自治基本条例試案

① まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Aグループ試案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本原則（第3条―第9条）
- 第3章 情報の共有と公開の原則（第10条・第11条）
- 第4章 参画・協働（第12条―第15条）
- 第5章 財政の健全化（第16条・第17条）
- 第6章 住民投票（第18条）
- 第7章 自治推進機関の設置（第19条）
- 第8章 条例の位置付け等（第20条・第21条）

地方分権改革が実施され自治体を取り巻く環境が変化する中で、地方自治体はこれまでどおり国が示す準則に沿った全国統一的、画一的なまちづくりから、地域の個性、特性を活かした多様性と創造性に満ちたまちづくりを展開していくことが大切です。

「自己決定、自己責任」を基本とした地域社会の多様な課題、問題に的確に対応しうる分権型社会において、行政のみだけでなく地域に住んでいる住民が、それぞれの立場で行政と協働しながら取り組んでいくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政と共にまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とします。

説明

日本国憲法は国と国民の間における国民の信託に基づく権利と義務の基本ルールを列記したものです。それと同じように市民自治基本条例の目的は、「市民に身近な地方公共団体である市に対して何を信託し、お互いにどのような役割を担うべきであるか」という点について、基本ルールを定めることであると整理しました。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の定義は、つぎのとおりです。

(1) 市民

市民とは、市に住み、働き、学ぶすべての人々をいいます。

(2) 市民自治

市民自治とは、主権者としての市民が主体的に地域の諸課題等に取り組み、解決に向けて、ともに考え行動することをいいます。

(3) まちづくり

まちづくりとは、前文に掲げた理念を市民自治に基づき実現を目指し取り組むことをいいます。

(4) 協働

協働とは、市民や団体が、それぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。

(5) 参画

参画とは、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。

(6) コミュニティ

コミュニティとは、市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた組織及び市民団体をいいます。

(7) 自主財源

自主財源とは、自らの権限で収入しうる財源をい地方税のほか条例や規則で徴収できる使用料や手数料等も自主財源といいます。

説 明

この「用語の定義」は、この条例を読む人が、認識を共通にして必要があるものにかぎろうということで「市民」「市民自治」「まちづくり」「協働」「参画」「コミュニティ」「自主財源」というものにかぎりました。

第2章 基本原則

(基本原則)

第3条 市民、議会、市は、この条例を市の最高規範として尊重する責務を負い、まちづくりの担い手として、それぞれの立場を理解し、協働しながら市民自治を推進します。

説 明

市民と議会と市の役割として、この条例を市の最高規範として尊重するという項目を改めて「基本原則」の要として設けました。

内容としては、市民と議会、市がこの条例を尊重するということと、それぞれの立場を理解しながら、市民自治の実現に努力しなければならないということを盛り込みました。

市民自治確立のための、最高規範として定めた主な根拠は、市民、議会、市が前文に掲げるまちづくり理念の実現のために、(1)まちづくりをする権利の拡充、(2)協働のあり方の明確化、(3)情報の共有、(4)参画の実践を通じて、主体的に自らの役割と責務を明らかにすることにあります。

(市民の権利と義務)

第4条 市民は、市民自治の主体であり、まちづくりを行う権利と義務を有します。

2 市民は、自主、自立活動を相互に尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりの実践を積み重ねながら、市民自治を拡充します。

- 3 市民は、権利の行使にあたっては、常に市民全体の公共の福祉、次世代への責務と市の将来に配慮します。
- 4 市民は、まちづくりに参画しないこと、消極的参加を理由に不利益を受けることはありません。
- 5 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりの権利と義務を有します。

説 明

市の執行機関や議会などには、市民が担うことが出来ない活動を行う責務と、権限がありますが、そもそも市民が執行機関や議会に対して、公共信託をしているという点から、執行機関や議会の持つ責務と同等の責務を負うことはできません。

検討の中では、市民の発言と行動の結果に責任を課すと、自由な発言が妨げられるのではないかという指摘がありましたが、市民に自由な発言と行動を保障する以上、保障された権利の行使にあたっては、公共の福祉を享受する様々な市民の権利に、侵害を及ぼさないような配慮として、自身の発言と行動に責任をもつことは、表裏の関係であると考え「自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重する」という、文章を加筆して「責任」という表現をのこしました。

たとえまちづくりに参画できなくても、まちづくりをする権利も保障され、また生活に伴う大事な情報は市民や市が徹底して共有していくことを保障するというものです。

まちづくりに対して、影響を受けるのは大人だけでなく、まちづくりを担うのも大人だけではありません。自治体における財政や自然環境、街の状況は大人だけの財産だけでなく、これからの未来を担う青少年及び子どもの財産でもあります。

まちづくりの決定に青少年及び、子どもも関わっていくことは当然のことです。そして子どもも具体的なまちづくりに対して、関わっていくことは、市の将来にとって大事なことです。

(コミュニティの役割と認識)

- 第5条 市民は、まちづくりを多様に支える自主的、自立的なコミュニティ活動の役割を認識し、尊重します。

説 明

地域社会に存在する様々な生活者の関わり合いを定義することは一様ではありません。本条文では、地域に存在する多様な結びつきが大事であるということを明記しました。

(議 会)

- 第6条 市民の総意に基づき議事機関として議会を設置します。
- 2 議会は、市民自治の役割を認識して、議会構成、組織及び運営を定めます。
 - 3 議会は、市民の多様な意思を反映するため、常に市が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、市民に対してそれを発表し、明示します。
 - 4 議会は、議事機関として、市の重要な政策決定を行います。
 - 5 議会は、議員が立法活動を迅速に行えるよう自立的な組織体制を整備します。
 - 6 議会は、市民との意見交換を十分に行い、立法過程から情報を共有します。
 - 7 議会は、市民に開かれた場とします。

説 明

日本国憲法第93条で議会の設置が規定されていますが、本来の憲法第92条の「地方自治の本旨」の精神から、市民の総意によって、議会が設置されていることを明確にうたったものです。これからの地域のことは、地域で決めるという地方分権の流れの中で、議事機関としての議会の果たす役割は、より一層大きくなることが考えられます。

「地方自治の本旨」の住民自治の代議機関であり、市民の信託に基づくものであるとの認識のもと、自律的な委員会の設置や、運営方法の手続きを定めることを記述しました。

議会は執行機関と車の両輪として、常に適正な行政運営が行われているか、常に市民に対してその状況を明らかにすることも記述しました。

また、市民の代議機関として、重要事項について議決する権限を有することも記述しました。

更に、立法機能の充実のため、議会事務局等の政策法務を支援する職員体制の整備を記述しました。

(市の責務と体制)

第7条 市は、市民の意思を取り入れ、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。また、市民の信託に基づき、市の代表として市長をおきます。

2 市は、重要な計画等を策定する場合、市民に複数の計画案を提示します。

3 市は、市民の自主的、自立的な活動に対し、必要に応じて支援・協働します。

4 市は、国・県との対等性の明確化を図り、市のまちづくりは自己の判断と責任において自ら定め、自ら処理します。

5 市は、公正、公平で効率的な行政運営を行います。

6 市職員は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、公共福祉の向上のため、誠実にその職務を果たします。

7 市は、市民との協働に必要な政策調整能力を備えた市職員の育成を行います。

説 明

市民の参画を行政運営の根幹に位置付け、行政の意思決定のプロセスに何らかの市民参画のないものは、決定することができないことを記述したものであり、その前提として、重要な計画等の作成にあたっては、市民の選択と責任による、市民自治の拡充が図られることを目指すものです。

地方分権改革で、地方自治体は国や県と対等な関係となり、地域の自己決定権の確立が実現されつつあることを意味しており、自立していくことを記述したものです。

また、市民にとって公正で公平な行政運営を行うことを規定しました。さらに、市職員は、今後の地方分権型の地域社会を考えると、市民参画や協働のコーディネートのできる職員が求められ職員の育成が必要であるということ述べました。

(説明・応答責任)

第8条 市は、市の仕事を企画立案していく各段階の情報公開に努め、その経過内容効果及び手続きなど、それらに至る意思決定を明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

2 市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査しそれに応答します。

説 明

市民が市に求める説明責任としては、「市民の要望意見には速やかに対応すること」「市は、提案が出された場合、具体的に回答すること」は当然のこととして、重要なことは、意思決定の過程の説明責任と、応答責任であることを規定しています。

(自治体間の連携)

第9条 市民、企業及び非営利団体は、様々な取り組みを通じて、市内外の人々との連携を図り、知恵や意見をまちづくりに活用します。

2 市及び議会は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用など、連携したまちづくりを推進します。

3 市及び議会は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流及び連携に努めます。

説 明

市民の様々な活動は、自家用自動車の普及や交通機関の発達、利便性の向上、また大型店舗の郊外立地などにより、一自治体の行政区域に限定されることなく、近隣の自治体の地域に広がりつつあります。その様な中で、市民活動の広域化と合わせて、地方自治体としても、近隣自治体との連携を図り、公共施設等の相互利用の推進など、広く近隣地域を含む、市民の利便性の向上を推進することを目指します。また、市内の外国人の増加や国際化の進展にあわせ、市町村レベルの国際交流及び連携を図ります。

第3章 情報の共有と公開の原則

(情報の共有と公開の原則)

第10条 市民、企業及び非営利団体並びに市及び議会は、自らが考え行動するという市民自治の理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有します。

2 市及び議会は、市及び議会が保有する行政情報を市民に積極的に公開します。

3 市及び議会が作成する全ての文書等は、市民にわかりやすい表現を用います。

説 明

市は、「市情報公開条例」が制定されており、その目的とするものと、市民自治基本条例では、自治の実現に必要な「自ら考え行動するため、情報共有の制度を設けるよう」という目的で規定しました。

また、執行機関だけでなく、議会も「自己決定、自己責任」の地方分権時代にふさわしい『開かれた議会』に取り組んでいきます。

「情報公開」は、自治の基本である、市民との情報の共有の第一歩として規定しました。また、そのための総合的な制度を整備するとともに、市が作成する文書等は、わかりやすい表現で、いわゆるお役所言葉にならないように、作成することを義務付けました。

(個人情報の保護)

第11条 市が個人情報を収集する時は、利用目的を明らかにします。

2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはありません。また、個人情報の重要

性について、市民、企業及び非営利団体の意識啓発に努め、市民、企業及び非営利団体が個人情報を利用する際には、当該個人の人権が侵害されないように配慮します。

3 市は、自己の個人情報の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障します。

4 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に努めると共に、他人の個人情報の取り扱いにあたっては、その権利、利益を侵害することがないように努めます。

5 企業及び非営利団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益の侵害を防止するために、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力します。

説 明

ありとあらゆる情報が飛び交う情報社会の中、個人のプライバシーに関する情報が、本人の知らない間に、活用されることも見受けられるようになってきています。個人情報の漏えいなど、不適切な取り扱いが社会問題化しており、個人情報の取り扱いに関するルールが求められています。本市には、「個人情報保護条例」が制定されていますが、情報が錯綜している情報社会の中で、個人情報の保護が、個人の尊厳を確保するための必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いについての必要な事項を定めます。

さらに、市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正などを求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な市政運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とします。

また、市だけではなく、市民、企業などにも、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の権利、利益の侵害を防止するため、個人情報を取り扱うときの責務規定を明記しました。

第11条の2 市は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

説 明

個人情報保護の理念により、「市の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な市政の推進に資する」

第4章 参画・協働

(参画の権利)

第12条 市民は、市の計画立案、策定、決定、実施及び評価の各段階に参画する権利を有します。

説 明

行政運営のすべての場面に市民が参画することは、市民自治の原点であり、市民の権利であることを宣言しています。

(計画策定・予算策定・審議会等への参画)

第13条 市は、市の行政運営の計画策定などへの参画を保障します。また、予算策定に関する提案も保障していきます。

2 市は、市民提言等への参画を推進するための体制を整え、多様な市民ニーズに応えるための参画手法を用意し、多くの人が参画できるよう工夫します。

3 市は、行政活動策定時の各段階において、市民から幅広い意向を確認するため意見聴取制度を実施し、その進行状況の結果も公開します。

4 市は、市政の重要課題に対し、市民と協働して解決するために、審議会等を設けることができ、その審議会への市民の参画を保障します。

5 市は、市民と信頼関係を深め十分な情報提供交換に努めます。

説明

市の行政運営の計画策定、予算策定等の行政活動に、市民が参画することを保障しています。

予算策定への参画については、提言等による参画にとどめるなど、行政運営の内容ごとに、参画手法を工夫し、包括的に保障するための条文としています。また、参画手法として審議会の設置や意見聴取制度の実施等、市と市民が互いに参画しやすい方法を取り入れます。さらにまた、市民参画の各段階において市と市民が同じ立場で相互に協力し合えるよう、お互いの情報を広く公開するよう努めることとしています。

(事業実施への参画及び協働)

第14条 市及び市民は、事業の実施にあたり、協働し市民力を活かした活動が図られるように努めます。

2 市は、地域の問題を解決するために、企業、非営利団体及びコミュニティなどとの協働を進めます。

説明

市民自治を実現するにあたっては、市民力を活かした事業の実施が不可欠のものですが、従来の協働の対象としての産官学という概念を打ち破り、新しい協働の概念として、非営利団体やコミュニティを象徴的に協働の対象として「など」の中にその精神を留めています。コミュニティの中核を成すものとして、歴史的にも現実的にも地区自治会組織等が考えられます。

(事業政策及び事業評価への参画並びに参画支援)

第15条 市民、企業及び非営利団体は、市が行っている政策、事業に対し評価することができます。

2 市は、前項の評価を予算編成に活かします。

3 市は、市民が参画する権利を行使し易い環境を整備します。

4 市は、市民参画計画表を前もって市民に知らせます。

説明

より良い市民自治の実現のためには、市が行っている政策や事業に対し、市民が評価し見直すことが重要です。また、その評価は予算編成に活かすことによって効果を高めていきます。第3項については、

例えば子育て中の人が参画しやすくするために保育を用意するとか、障害者に移送をつけるなどが考えられます。また、これからは電子メールによる自宅での参画等を規定しています。

第4項については、具体的な参加計画表を市民に知らせることを義務付け、このことによって、市民参加の機会を確保するものです。

第5章 財政の健全化

(自主財源の確立)

第16条 市は、自主財源確保のために、次に掲げる項目に取り組みます。

- (1) 市税の徴収対策を実施し、安定した税収を確保できるよう努めます。
- (2) 法定外税を導入する必要があると判断した場合には、課税の目的・概要・効果について市民、企業などの十分な理解を得ます。

説 明

- (1) 国税・地方税問わず滞納額は年々増加の一途をたどり、徴収率の向上に苦慮しているところです。景気の低迷により、地方財政も自主財源が伸びず財政難が続く中、このまま滞納繰越額が増加することは、地方公共団体の財源不足に拍車をかけることから、また、納期内に納付している納税者との税の公平性の観点からも、いかに滞納処理をすすめるかが大きな課題となっています。よって、徴収対策の強化は重点課題であり、自主納付の推進と滞納に対する早期対応に力を入れ、滞納者に納税意識の高揚を図ります。
- (2) 法定外税については、税に対する信頼を確保し、行政サービスに要する費用の負担の方法あるいは、行政的課題の解決手段として、地方分権の推進に資するものとなるよう、その導入にあたって、税を手段とすることがふさわしいものであるかどうか慎重かつ十分な検討が必要です。また、その仕組みにおいて、公平・中立・簡素であることが求められます。さらに、法定外税導入後も、住民に対して課税の目的や、効果について事後的に検証する機会を保障していきます。

(経費の削減)

第17条 市は、経費の削減のため、各号に掲げる項目に取り組みます。

- (1) 市民や各種団体に交付している補助金の適正化に努めます。
- (2) 市民、企業及び非営利団体にまちづくりの協力を得て、経費の削減に努めます。
- (3) 入札制度の見直しを行います。

説 明

- (1) 市の財政が緊迫していることから、交付している補助金の補助率を見直すことによって、少しでも財源の確保ができるように努めます。
- (2) これから、様々な面での効率性、自己責任に基づく社会を実現するため、自治体サービスと、住民公益活動をどのように役割分担していくかが課題であります。そこで、市民、企業及び非営利団体で可能なサービスは市民や企業等に任せていくことにより、自治体が行うべきサービスをスリム化していきます。役割分担の具体的な方策は、自治体と市民及び企業等の協議の中で見出していくものであります。
- (3) 談合等のない公平・適正な入札及び契約を行っていきます。

第6章 住民投票

第18条 市は、市に関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民による住民投票制度を設けることができます。

- 2 市民、議会及び市は、住民投票を発議することができます。
- 3 市民は、市にとって重要と認める事項について有権者の50分の1の連署で、市長に住民投票を発議するよう提案することができます。
- 4 市長は、住民投票を行う時は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その結果を尊重します。
- 5 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ別に定めます。

説明

市に関わる重要事項については、直接、市民の意思を確認するために、住民投票を行うことができるとし、これは、市の住民基本台帳に記録された者、及び、外国人登録原票に登録された者によるものとなりました。

また、この住民投票条例の発議は、現行地方自治法の規定により、市民、議会及び市ができることからこのように規定しました。

住民投票に参画できる者の年齢等の資格やその他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めることとし、住民投票を行う時、事前に住民投票の目的を明らかにし、市長はその結果を尊重することとしました。

第7章 自治推進機関の設置

第19条 この条例に沿って市民自治の推進に努めるため、自治推進委員会を設置します。

- 2 自治推進委員会は、市民自治の実施状況を把握し、課題を明らかにし、市民自治の推進に努めることを目的とします。
- 3 自治推進委員会の役割は、次の通りとします。
 - (1) この条例に沿った市民自治の推進
 - (2) この条例の見直しの提案
- 4 自治推進委員会の定数は15人とし、委員の構成は公募による市民8人、市議会議員2人、市職員2人、公募による団体3人とします。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

説明

この条例の監査役として、「自治推進委員会」を設置することにしました。

市民自治の推進を目的とし、その主な役割は、(1)この条例に沿った市民自治の推進(2)この条例の見直しの提案です。

この自治推進委員会では、「住民が分かりやすい文書を作成せよ」「条例を改正したらどうか」ということを具体的に提案します。つまり、この条例がどのように生かされているかということ、実施状況を把握しながら、どういう問題があるかということ明らかにし、推進するための機関です。

委員の構成は、市民と市議会議員、市職員と各種団体で、市民が全体の過半数として、住民が主体的に関わっていくこととしました。このような審議会には、市民と議会と行政が進めていくということ

考えて「三者の協働の場」としました。

公募による団体とは自治会・福祉団体・NPO・青年団・婦人会・老人会・行政連絡員等をいいます。

第8章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第20条 この条例は、私たちの市の自治について、最も基本的な理念及び原則を定めるものであり、市における総合的な規範となるものです。

説 明

この条例は、市民自治の基本原則を定め、市の多くの場面において情報の共有、市民参画等の手法の義務付け等が求められています。これから制定される、市の条例や規則等をはじめ、既に制定されている条例等についても、この条例の内容を尊重するように規定しています。

(委 任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行します。

② まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Bグループ試案）

前 文

近年、地方分権が推進されつつあるが、自己決定、自己責任を基本とする分権社会においては、地域のことを市民自らの責任で決定していくという自治の基本に立ち返り、市民、議会、行政の役割やあり方を根本から見直していくことが重要と考えられる。

また、まちづくりにおいては、市民自らの活力により、地域福祉の増進や市民生活と自然環境の調和を目指すなど、市民が安心して生活できることを基本姿勢と置くべきである。なお、まちづくりは、市の財源を市民へ還元させる形として、明確なものと成り得るため、市民個人から地域レベルまで、ニーズを常に集約することを基底に、市の共通認識を持つことへの取り組みが必然的課題になると考えられる。

以上の課題認識や地域の実現には、市の基本理念、基本方針を定めるとともに、それを市民に対し明確なものとなるよう、日常的にわかり易く示していく必要がある。まさに自治基本条例はこれに当たるものである。自治基本条例をさまざまな角度から研究し、条例案を作成することとする。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、自治の基本を明らかにし、市民と市民の活力を主体として福祉増進と自然環境との共生による、安心して活力あるまちづくりを目指すことを目的とする。

説 明

本条は、市の基本姿勢、または将来の概念を示すものであって、重要事項の一つである。そのため、市民（活力による）の主体性を明記し、まちづくりや各種施策等が行政による一方的なものとならないよう保障している。

まちづくりにおいて、福祉増進は、最も基礎的部分となるため、市としての共通認識を持ち、より確かなものとするよう本条に明記している。また、自然環境に省みない都市計画であっては、後世に課題を残すこととなるため、自然と共生し安心して生活できるまちを目指すこととする。

（定 義）

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民とは、市内に住む全ての住民並びに事業所とする。
- (2) 行政とは、市長以下の組織集団とする。
- (3) 市とは、市内の住民、議会及び行政の総合体である。
- (4) 参画とは、市民が施策などの計画に加わることとする。
- (5) 協働とは、地域で市民、議会及び行政が助け合い協力することを意味する。

第2章 基本原則

第3条 まちづくりや各種施策等の計画立案及び運営において、行政は市民への積極的な情報発信と情報共有を図るとともに、相互の立場を理解し、各施策への市民の幅広い参画及び協働を進めることを基本とする。

説明

本条例の市民主体の理念に基づき、活力ある福祉増進のまちづくりを目指すための運営上の根底課題としては、市民個人の日常的問題意識の思想などをどう捉え、どう対処するかにあると思われる。そこで、行政の情報や個人情報の共通・共有化を図り、これまで以上の行政による広い間口の参画、そこからの協働の姿勢が不可欠な要素と考える。よって、行政による情報発信、情報共有、参画及び協働の推進を原則としている。

しかし、この原則の個々のバランス崩壊は、効果の減少や市民ニーズに応えることへの困難さを招く恐れがある。崩壊の要因としては、行政が市民に対し参画、協働などを掲げても、市民には、時間が限られる上、無償であるため、そこから現実的な問題へ直面すると予想されるためである。よって、行政は市民との関係を損なわないよう、相互の立場を理解し努めることも原則としている。

第3章 市民の責務

第4条 市民は、自らがまちづくりを行う主体であることを自覚し、行政が行う各施策等や地域活動へ積極的に関わるよう努めるものとする。

説明

市民主体の下、地域で活動していくためには、市民の意識改革が必要と思われる。地域のことを自らの手で良くしようとする自覚がなければ、行政がどれだけ間口を広げても、その何れかは無駄に終わる恐れがある。よって、市民に対し、地域への積極的な関わりを責務とした。

第4章 市民参画のあり方

第5条 市民は、総合計画等の重要な計画や政策立案の過程において、多様な機会を通じて提案または参画することができる。

2 行政は、前項の機会を保障するとともに、その概要、策定スケジュール、市民参画の手続等を公表するものとする。

3 行政は、市民がまちづくりに積極的に参画できるよう環境を整備するとともに、市民との関わりの度合いや求められる事項によって、パブリックコメント等、参画の手法を精査していかなくてはならない。

説明

市民のまちづくりへの意識が高まれば、行政はその積極性を受け止めつつ、市民参画のあり方を示す必要がある。そのため、行政は、市民に対して、具体的に施策等の提案や参画の機会を設けるとともに、その進捗の公表を義務付け、市民参画の保障を明示することが重要と考える。なお、後者の公表は、市民への公表後、その結果として、市民からの意見の集約が期待できるため、間接的な参画と解釈している。

また、本条は、市民への配慮として、参画しやすい環境を整備するとしているものの、基本条例であるため、詳細な定めはしていない。参画条例を別途定めることにより、具体的な規定を行うこととした。

第5章 コミュニティ

第6条 コミュニティとは、自主性と役割を自覚した市民で構成し、心豊かな生活を送ることを目的とする自主的で多様な地域組織集団をいう。

説明

コミュニティを漠然としたものでなく、その存在を定義することで、市民が共通意識を持ち新たな地域社会への可能性が開かれる。また、定義により間違った意識を防止でき、コミュニティの衰退や崩壊を未然に防止できると考えられる。

(市民とコミュニティの役割)

第7条 市民は、地域社会の主体としてのコミュニティ形成に励むとともに、活力ある地域社会、またはまちづくりのため、市民一人一人が担い手としての役割を認識し、地域を守り、育てよう努めることとする。

説明

市民個人が主体性を持ち、コミュニティ形成と活力ある地域社会を目指せば、コミュニティ組織が画一的なものでなく、多様化が図られると思われる。組織の活発な活動と組織多様化により、地域の個別化する諸問題への対応が可能となる。また、まちづくりの担い手としての期待が持てる。

(コミュニティへの支援)

第8条 市長は、本条の理念に則り実施されるよう、主体的なコミュニティ活動を支援するものとする。

説明

コミュニティに活力を見出すには、支援は必要と思われるため、主体性を持った、自主的コミュニティへの支援を明示する。ただし、さまざまな支援が想定されるため、支援を具体化していない。個々コミュニティの実状に応じて、必要と思われる支援を実施していくこととする。

第6章 行政の責務

第9条 行政は、職務の遂行能力など質的向上に努めるとともに、市民の多様化する要望に対して、市民への説明等、懇切な対応に努めなければならない。

2 行政は横断的な組織運営を図るため、組織内部の連携及び情報共有化の推進に努めなければならない。

3 行政は基本原則の情報発信、情報共有、参画及び協働を取り組むにあたり、それぞれの質に偏りが生じないように並列的な推進に努めなければならない。

説 明

行政は、市民の期待に応えるため、日々市民ニーズの情報収集に努め、市民の意向によるまちの実現に向け、切磋琢磨することが求められるが、本条例作成により、その内容に基づき職務を遂行すれば、職務は大幅に展開をみせ、事務は益々煩雑化するものと予想される。そのため、行政はこれまで以上の質的向上が必要となってくる。

また、行政組織の欠陥ともいえる、縦割行政でなく、組織間の連携や内部の情報共有化など横断的な組織（各部課等）づくりが市民に求められている。

この他、基本原則の情報発信、情報共有化、市民参画及び協働の一つでも崩壊すれば、本条の理念、規則に則った行政運営が困難となる一面もあるため、それぞれのバランス崩壊が生じないように、並列的な推進を努めることも重要課題とする。

第7章 生涯学習への支援

第10条 市は、市民の文化創造の活性化、社会参加等を促進するため、生涯学習の充実に努めるものとする。

説 明

生涯学習とは、一人一人が、健康で豊かな生活を営むことや仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生にするために、自分の意志に基づくことを基本として、必要に応じて自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のことである。生涯学習を支援することは、文化の継承を促進し、個人と地域の繋がりを強め、自然との共生を意識し、安全なまちや地域の活性化に繋がると考えられる。そのため市では、生涯学習の充実に目指すこととする。

第8章 議会の役割

第11条 議員及び議会は、市民に対して議事等の開示を進め、市民との情報共有化を図ることとし、市民の意思反映によるまちの推進に努めなければならない。

2 議員及び議会は、自ら立法機能強化に努め、議員発議による議事が活発となるよう努めなければならない。

説 明

地方分権下において市の施策を決定するにあたり、議決機関としての議会の役割(権限)は非常に重要となっている。議会も行政と同様に、市民の意思により反映させるため、市民への情報公開を行い、情報共有化の推進が求められる。

また、議会の自主的な議事進行による議会の活性化が、これまで以上に要求されつつある。議員自らの立法機能をさらに向上させ、責任ある議事の円滑な進行を図ることとする。

第9章 住民投票制度

第12条 市長は、市の重要事項について、広く市民の総意を確認するため、市議会の議決を経て、住民投票を設けることができる。

説 明

住民投票は、市民の総意を確認するための有効な手段である。住民投票制度は、地方自治法を補完するものとして位置づけられるものだが、その制度を本条により市民に対し明確なものとした。

第10章 他市、他機関等との連携

第13条 他市、他機関等との連携や交流を密にし、その情報及び市の財産並びに資源をもって、当市のグランドデザインを市民にわかり易く示すこととし、市民による活力に満ちたまちの推進に努めなくてはならない。

説 明

情報化が飛躍的に進展する中、その波に遅れることなく、当市のデザインを示していくことが重要と考える。また、現在の社会情勢においては閉鎖的な印象が強いため、常にデザインを持ち、明るく将来を描くこと自体が意義だと言える。

第11章 市民自治推進委員会の設置

第14条 市民の主体性を保管するため、本条例等の調査、または監視役として市民自治推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

- 2 推進委員のうち半数は市民で構成し、委員の選出については公募によるものとする。
- 3 市民は推進委員会へ調査依頼することができる。
- 4 推進委員会は、疑義等を市長に意見することができる。
- 5 前項の意見について、市長は推進委員会へその内容を公表しなくてはならない。
- 6 推進委員は、市民から疑義申し立てなどがあれば調査しなければならない。
- 7 市長は、重要事項については、事前に推進委員会に開示しなければならない。

説 明

推進委員の役割は、基本的に条例に沿った運営が成されているか調査等を行うことである。本来市民個人でも行政側への意見は可能だが、もし市民個人として意見が言いにくい場合があれば、個人が推進委員に調査依頼することも可能である。これにより、個人の主体性を保管している。また、推進委員は行政との関係を比較的身近なものとするため、外部では見えにくい内部の問題も調査することが可能となる。

なお、条例等とは、本条例はもとより、他の条例も指し示しており、他条例への疑義等も推進委員会の調査対象としている。

第12章 条例制定等の手続き

第15条 市は条例を制定、または改廃しようとするとき、住民に条例の主旨をわかり易く説明し、広く市民に意見を求めなければならない。

説 明

条例により施策等を進めていけば、市民の暮らしに影響を及ぼすものが多々想定される。よって、条例の制定または改廃については、広く市民に公表し、意見を募る参画の必要がある。公表及び参画等の

手法としては、明確化してないが、その時に応じたものを用いることが望ましい。なお、具体的には別途参画条例等により定めることとしたい。

また、前項の推進委員は、監視役とすることから、基本的に、本条の前に事前調査をすることとなるが、市民と推進委員の相互連携により首尾よく実施することとする。

第13章 自治基本条例と他条例等との関係

第16条 本条例は、市の理念と規則を定めた基本条例としているため、詳細な事項については、他の条例により規定することとする。

説 明

本条は基本的なものとするため、詳細におよぶ規定はしていない。住民投票や市民参画等を実施していく上で細かな規定を必要とするものは、別途個別条例により定めることとする。

(自治基本条例の位置づけ)

第17条 この条例は、市の最高規範に位置するもので、他の条例、規則等の内容は、本条例の定める理念及び規定に抵触してはならない。

説 明

市民自治と市民主導等を明示する本条例は、最も尊重されるべきで、市が定める他の条例や規則等の内容が、本条文の趣旨と整合しなければ、市民への保障はなくなり、本条例制定の意義を喪失しかねない。本条例を、最高規範と位置づけることで、市は本条例の条項、条文により、さまざまな事項を市民へ確約し、市民主義や権利等の保障を堅持している。また、本条例の事項の定めるほか、その運営において別に定めを必要とする場合は、別に条例、規則を定めることとする。

③ ○○市まちづくり基本条例（「自治基本条例作成」研究会Cグループ試案）

前 文

私たちの住む○○市は、日本のほぼ中央に位置し、海と山の豊かな自然に恵まれ、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。これらの恵まれた自然環境と伝統ある文化を暮らしに生かしていくことは、私たちの願いです。

○○市に住む私たちは、年齢、性別、国籍等に関わらず、等しく市民であり、お互いの基本的人権を尊重し、だれもがそれぞれの暮らす地域で主体的に生きる権利を持っています。それらを実現するために、私たちは、市民として、市と力をあわせてまちづくりに積極的に参画し、関わっていくことが求められています。市民一人ひとりが自ら考え、共に行動することを通して、市民主体のまちづくりを進めるため、ここに○○市まちづくり基本条例を制定します。

説 明

前文では、まちづくり基本条例の基本理念を述べています。まちづくり基本条例は、市が行う行政施策の根幹を形作る基となるものです。基礎自治体として担っている責務を十分に果たすための手続きを条例として制定することで明確にするとともに、市民にも、その存在意義及び目的について、広く周知を図ります。

「市民」が指し示す範囲について、国籍や年齢等に関わらず「市民」に含めようという点と、その内容を条文の中で定義するかの2点について議論がなされました。このまちづくり基本条例の理念に基づいて考えてみれば、できるだけ幅広く捉えるべきところであり、国籍等に関わらず、○○市に居住している住民を「市民」としました。さらに、在勤者、在学者についても「市民」に含める考え方もありますが、今後の議論に委ねているものの、否定的な立場に立っているものではありません。また、ニセコ町のまちづくり基本条例では、20歳未満の青少年及び子どもにも、それぞれの年齢に相応しいまちづくりに参加する権利があることを規定しています。その内容及び表現とはやや異なりますが、年齢に関わらず市民として等しい立場であることを明確にすることで、大人に準じて、市民として取り扱われることを規定することを意図しています。定義については、定義が必要な言葉と定義の必要がない言葉の区別が明確でなく、同時に、行政職員等の専門知識を持った人以外にも理解しやすい条例としたため、前文の中にその主旨を盛り込む表現としました。また、この条例では、「まちづくり」ということばを、一般に使われることが多い都市計画の分野を指す狭い意味ではなく、私たちが目指すまちを築いていくためのあらゆる取り組みを含めて使っています。

（目 的）

第1条 この条例は、○○市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける私たち市民、議会及び市の役割や責務を明らかにし、共に考え、協力することで、すべての市民が、市民としての誇りを持ち、安心して快適に、自分らしく生き生きと暮らせるまちの実現を目指します。

説 明

条例案を作る段階で「議会の役割は何か」を改めて考えたことから、多摩市の例にあるように間接民主主義制度における市民の代表である議決機関としての「議会」の役割は明らかにしておく必要がある

という結論に至りました。

「市民としての誇りを持ち、安心して快適に、自分らしく生き生きと暮らせるまち」をまちづくりの目標として位置付けました。このまちづくり基本条例は、この目標を実現するために役立てるものと考えています。

(基本原則)

第2条 まちづくりは、市民、議会及び市がまちづくりに関する情報（以下、「情報」という。）をお互いに発信し、共有することを基本に進められます。

2 市民、議会及び市は、この条例を基に、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場を理解し、市民自らがその意思をまちづくりに反映できるよう、協働することを基本とします。

説 明

必要十分な情報を持たない市民の参加・参画は実効あるものにはなり得ません。従って、市民の参加・参画の実効性を担保するには、市民、議会と行政の間の情報共有が必要不可欠であり、この2点は市民主体のまちづくりを進めるためには、一体のものとして捉えることにしています。

議論の方向性をできるだけ固めておくために、情報共有と市民の参加・参画の2点を基本原則とすることを、研究会の早い段階で決定しました。そのため、この条例案を、根幹を持ったものとすることができました。しかしながら、逆に展開の幅を制約することにつながるため、可能な場合には、もう少し時間を費やして議論することが望ましいと感じています。

(情報の共有化)

第3条 市は、保有する情報を市と市民との共有財産として積極的に公開、提供するものとします。

2 市は、市民のまちづくりへの参画、協働に当たって、情報取得の機会に格差が生じないように努めます。

説 明

この条文では、市が保有する情報は「市と市民との共有財産」であることを規定しています。近年、多くの市町村において情報公開条例が整備されており、市民への情報公開はますます進展しつつあるといえます。しかし、ここでは、市が「保有する情報」自体が共有財産であるとするだけで、情報公開よりもさらに能動的に情報を開示していく情報提供、情報共有へと進めていくことを意図しています。

参考：都道府県と市区町村を合わせた地方公共団体全体（3,260団体）では、2,937団体が条例（要綱等）を制定済み。制定率は90.1%。（平成15年4月1日現在）

(行政の説明責任)

第4条 市は、市政の諸活動に関して、市民に積極的に説明する責任を有します。

2 市は、作成及び公開に当たっては、様々な制度を活用するとともに、効果的な手法を用いるものとします。

3 市は、情報公開に関する市民の不服の申立てに対処するための適正かつ必要な手続を定めるものとします。

説 明

第1項では、市民に対して、市が説明責任を有していることを規定しています。昨今、行政に説明責任が求められています。税を負担している市民に対しては、ある意味当然なことでもあり、これまでも説明に努めていますが、行政にとっても、市民にとっても決して満足のものではありません。そこで、この説明責任を明文化することで、責任の所在の明確化とさらなる説明手法の展開を目指しています。

第2項では、「他の様々な制度を利用するとともに、効果的な手法を用いる」ことを市に求めています。第3条で規定している情報の公開及び共有を実効あるものとするため、その手法について言及しました。

第3項では、「適正かつ必要な手続を定めるもの」としました。これにより、個別条例の中で市民の不服への適切かつ必要な対応措置を定めることを義務付けました。

(個人情報の保護)

第5条 すべての市民は、市に対して、自己に関する個人情報について開示及び訂正を請求することができます。この場合においてこれらに関する市の措置に不服がある場合は、異議を申し立てることができます。

2 市は、個人の権利及び利益が侵害されないことがないよう、個人情報の収集、利用、提供、連結、管理等に関して、適切かつ必要な措置を講じるものとします。

3 市は、個人に関する情報を適切に取り扱い、基本的人権の尊重に努めるものとします。

説 明

情報公開条例同様に、個人情報保護条例も多くの市町村で制定されつつあります。しかし、情報技術は日進月歩の速さで進化しており、情報の適切な取り扱い、また同時に、個人情報だけにとどまらないあらゆる情報の管理にも、時宜に応じた対応が求められるものでもあります。従って、わずか数年後に個人情報保護条例が陳腐化してしまうことも十分に予想されます。そうしたときでも、遅滞なく適切に対処していくためにも、基本条例の中にも個人情報の保護を謳っています。もちろん具体的な対応は、個別の条例で対応することになります。

(行政の責務)

第6条 市は、市民の参画、協働を基本とした行政運営を行うものとします。

説 明

行政の責務は地方自治法（第138条の2）において規定されています。考え方によっては、屋上屋を架すものであると指摘される可能性もあります。しかし、市町村が市民と身近な所で、市民と近い視点を持ちつつ、具体的な行政施策を行うための拠り所とすることを意図してこの基本条例にも規定しています。この条例案では、事実上、第2条の基本原則の範疇で検討していたため、拡がりに欠ける印象を与えていることは否めないと感じています。

(市政の運営)

第7条 市は、次に掲げる視点に基づいて市政を運営するものとします。

- (1) 市政は、市民からの信託に基づくものであることを踏まえ、市民の信頼と満足度の向上に努めること。
- (2) 市民の理解の下に、公正で開かれた市政の推進に努めること。
- (3) 行政手続を明確にするとともに、速やかな処理を行うこと。
- (4) 財政の健全性に配慮しながら、中長期的な視点に立った運営責任を果たすこと。
- (5) 公共サービスの提供における民間との適切な役割分担に努めること。

説 明

この条文では、第1号の「市政は、市民からの信託に基づくもの」に特に比重を置いています。この基本条例では情報の共有に裏打ちされた、市民と行政の協働をまちづくりの基本に置いています。その前提条件となるものは、市民と行政の間における互いの信頼関係です。民主主義が少しずつ日本に定着していく中で、行政の無謬性ともあいまって、「おまかせ行政」という言葉に象徴されるように、行政は市民から常に信頼される存在としての地位を築いてきました。しかし、近年ではその強固な信頼関係が少しずつ揺らぎ始め、行政が市民との協働を前面に掲げて、市民と行政の関係を新しく構築するには、再び信頼を取り戻す必要があります。そのため、基本条例でも市民から信頼されている行政を目指すものとしています。

(行政組織の構成)

第8条 市の行政組織及び機構は、次に掲げる事項に基づき構成するものとします。

- (1) 市民に分かりやすいこと。
 - (2) 簡素で効率的であること。
 - (3) 地域の実情に即した施策を効果的に展開できること。
 - (4) 社会経済情勢、行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できること。
- 2 市職員は、市民の信頼と満足度の向上に努める姿勢を当然のことと自覚し、その責務を誠実に果たすものとします。

説 明

行政の組織機構は、市民に分かりやすく、機能的、つまり簡素で効率的であることは大切なことですが、同時に社会経済情勢、行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できなければなりません。また、地域の実情に即した施策を効果的に展開できることも重要です。どのような組織機構が市民にとって有益で機能的な行政運営ができるのかは、常に考えていかねばならないことです。第2項では、行政組織の構成員である市職員のあり方についても言及しました。

(財政の運営)

第9条 市の財政は、市民の税金その他の貴重な財源で支えられるものであることを踏まえ、次に掲げる事項に留意して、運営するものとします。

- (1) 自立的な財政基盤を強化すること。
- (2) 中長期的な財政計画を策定し、財政の健全性を確保すること。
- (3) 公正の確保と透明性の向上に努めること。

説 明

今、ごく一部の例外を除いて、地方自治体は財源不足に直面しています。一つには、中央集権体制を前提にして、偏在する税財源を水平的に補完する制度である地方交付税制度が疲弊してきたことがその理由として挙げられます。もう一つは、景気浮揚策として行う公共事業の投資効果が著しく薄れてきており、公共事業を乱発するもののその目的である景気浮揚にはつながらず、起債残高のみが増大してきたことが挙げられます。これまでに国が続けてきた公共事業を好況への端緒とする政策は、社会情勢の変化とあいまって、その効果を著しく減らしています。そのため、国も地方も大きな財源不足にあえいでいます。加えて、地方分権推進一括法が施行されたこともあり、税財源の移譲が具体的に検討されています。そのため、これからの市町村は自主財源をいかに確保していくかが大きな命題となってきています。こういった状況の中、第1号の「自立的な財政基盤を強化」が最も重点を置かれていることはいうまでもありません。

(他の地方公共団体等との連携)

第10条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとします。

説 明

現在、市町村が抱えている課題は、必ずしも自らの市町村の内部にはとどまってはいません。行政需要が多様化していくとともに、市民生活圏が拡大していくことで、行政の持つ課題が広域的になり、あるいはその解決のためには広域的な対応が必要になる場合も増えています。例えば、環境課題、防災課題への対応は、広域的なものにならざるを得ず、同時にその重要性が高まっています。また、財政状況が年々厳しさを増す中で、福祉課題への対応も広域的になりつつあります。こうした状況下、関係市町村間での連携は以前にも増して必要になってきています。

その一方、市町村合併が進んでいく状況では、広域行政の見直しも必然的に行われていますが、組織の目的に応じて最適な対応が望まれることには変わりなく、短絡的に結論を見出すことは避けるべきであると考えます。また、さらには、県、県民局の役割にまで議論が及ぶことも必至ですが、長期的な観点から十分に議論、検討する時間を費やすべきです。

(議会の役割)

第11条 議会は、市民の負託に応え、市民の意思を市政に反映させるとともに、この条例の理念を実現するために積極的な役割を担うものとします。

2 議会は、市の行政運営が常に民主的かつ公正で効率的に行われているかを監視するとともに、市民に対しその結果を明らかにします。

3 議会は、市民自治の代表機関として、〇〇市のまちづくりにおける重要な政策の決定等を行います。

4 議会は市民に開かれた場とするとともに、市民との意見交換、情報の共有を図るものとします。

説 明

議会の役割については、明文化していない基本条例もあります。しかし、「地域のことは地域で決める」地方分権が進む中で、議会の果たすべき役割はより大きくなっていくと考えられます。また、まちづくりにおける市民権と、議会の意思決定との関係をどのように整理すべきか、議会の役割、位置付けについて議論して方向性を出す必要を強く感じました。1999年7月に地方分権推進一括法が成立した時点で、地方議会のさらなる活性化は既に必然でもありました。しかしながら、これからのまちづくりを進めていくにあたり、議会の力がこれまで以上に必要になり、かつ市民からも求められることも事実です。それぞれの議会が十二分にその役割を果たしてもらうことを期待しています。

(市民の役割)

第12条 市民は、市のまちづくりに参画、協働する権利を有します。

2 まちづくりに参画する市民は、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

説 明

従前の社会構造の中で地方自治体が行ってきた行政手法では、十分に市民の意見を聞くこともその意見を施策に反映させることも不十分でした。さらに、地方自治体においても自己決定自己責任を求められるようになってきました。特に自分たちの住む地域に深い関わりのある施策については、国が全国一律に定めた施策よりも地域独自の特性に基づき、地域の考え方によって検討された施策が望ましいと思われれます。市民の参加・参画により地方独自の施策形成の実現を目指します。

しかし、地方分権推進一括法以後、国と地方の関係が大きく変化しました。このことにより、基礎的自治体の役割や業務が変化したため、その影響は行政の中だけにとどまらず、市民と直接に関わる部分あるいは市民の果たす役割も大きく変化してきています。

このような中、行政の意思決定あるいは施策を選択する過程において、行政の意思だけでなく、市民の意向あるいは意思を行政施策に反映させることが同時に地域に即した施策を展開することにつながります。

第12条では、「市のまちづくりに参画、協働する権利」を規定しています。市民が行政と協働することは、市民としての義務ではなく、あくまでも権利であることを明確にするためのものです。

第2項で、市民の責任を規定している目的は、市民がまちづくりに参画する際の個人としての無責任な言動を抑えることです。前条で規定している権利と表裏一体のものとして「責任ある発言と行動」を規定しました。しかし、市民に一定の責任を持たせることで、参画する意欲を削ぐことが危惧されることも議論になりました。さらに、このこと以上に、市民の責任を規定することに対して、慎重な意見が出されています。ただ、現実的な状況を想定した場合、市民の「責任ある」発言と行動を求めるべきであるという考え方に基づき、明文化しました。

意欲のある市民の「市は、協働というけれど、どんなふうにとどこまでわたしたちを関わらせてくれるのか」という疑問に対して、「協働」の具体的な方法、内容を明らかにすべきだという意見もありましたが、基本条例ではそこまで踏込まなくてもよいと考えました。

(コミュニティ)

第13条 コミュニティとは、自らの地域を自らの手でより豊かな地域とすることを目的とした自主的に結ばれた共同体とします。

2 市は、地域の自治を支える担い手としてコミュニティを尊重し、協働していきます。

説 明

この条例でいうコミュニティとは、自治会などの旧来から存在する組織だけでなく、それ以外の新しい概念を持つ地域組織も含めて指し示します。また、法人であるか否かを問うものでもありません。ただし、自治を実現するための基本的な考え方を持ち、その方針に基づいた活動を行う必要があります。こうした新しい概念で捉えるべきものであることを示すため、あえてカタカナで表記しています。コミュニティは、行政の下部組織と位置付けられるものではありません。コミュニティは、自らの地域を自らの手で支えていくことを目的とし、そのことが同時に自治体を地域から支えることとなります。行政とコミュニティは一定の共通の目標を持っています。その目標を実現させるために、協調と同時に協働しながら地域の自治及び自治体としての自治を具現化させていきます。

(住民投票)

第14条 市は、〇〇市に関わる重要な事項について、市民の意思を直接確認するため、住民投票の制度を設けることができます。

2 前項の規定により住民投票を行うときは、市長はあらかじめ住民投票の目的を市民に明らかにし、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票の発議及び住民投票に参加できる者の資格、その他住民投票に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

説 明

住民投票について、「議会があるのだから必要ない」という意見がありますが、議員は起こりうるすべての事柄について市民から白紙委任を受けているわけではありません。市にとって重要な事項について直接市民の意思を確認できるように「住民投票」の項目を設けました。また、ニセコ町の条例は、結果の取り扱いについて「あらかじめ明らかにしなければならない」としてありますが、第2項では「結果を尊重する」としました。住民投票条例を設置する主旨に鑑みると、市長は尊重するべきであるという結論に達しました。逆に、「尊重する」以上に制約してしまうことは、議会を制約することにつながるため、望ましくないと結論付けました。

第3項では、投票に参加できる者の資格等については、個別条例に委ねていますが、それぞれの事案ごとに要件を最適化することを意図しているものです。

(条例の検討及び見直し)

第15条 市は、この条例が市民参画のまちづくりに寄与するよう、この条例の施行から5年を超えない期間ごと、又は社会情勢の変化等により、市の自治を取り巻く環境が変化したと認めるときは、市民、市の職員等が参加する検討機関を設置し、この条例が〇〇市にふさわしいものであるか等を検討するものとします。

2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとします。

説 明

第1項では、条例の見直しを「5年を超えない期間ごと」としました。合理的に期間が算出されるものではないので、中間的な長さに落ち着いたという印象はあります。1年や2年ごとに見直しをするのでは、基本条例としての性格も疑われ、かつその実効性にも甚だ疑問が生じます。一方、10年間以上も見直しを行わなければ、今のように社会の移り変わりが速い時代には、とても対応できません。首長の任期に合わせて4年間とすることも検討しましたが、条例の制定と首長の就任が同時になることも考えられないため、あえて首長の任期と揃える必要性もなく、任期中に必ず1回は見直すことから、見直しの時期を5年ごととしました。同時に、「市の自治を取り巻く環境が変化したと認めるとき」にも見直しを行うこととしています。

さらに第2項では、検討結果を踏まえて「必要な措置を講ずるもの」としています。こうして、見直し後も基本条例の実効性を担保しています。